

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 都市再生特別措置法施行令の一部改正

一 都市計画等の特例の対象となる関連公共公益施設整備事業（都市再生事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業をいう。）に係る当該都市再生事業の規模は、〇・五ヘクタール以上であるものとする事。

（第七条第三項関係）

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部改正

一 資金の貸付けの対象となる誘導施設整備区が事業計画において定められている土地区画整理事業の基準及び当該事業に要する費用の範囲について定めるものとする事。（第十九条及び第二十条関係）

二 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買等の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして宅地建物取引業者の相手方等に説明しなければならない法令上の制限として、都市再生特別措置法に規定する

立地誘導促進施設協定に係る承継効に関する規定を追加するものとする。

(第三条第一項第三十三号関係)

第四 その他所要の改正を行うものとする。

第五 附則

この政令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年七月十五日）から施行するものとする。

(附則関係)